

提案書

一色地区産廃跡地問題地域会議

一色地区産廃跡地問題地域会議は、西尾市一色町生田竹生新田地内において10年以上に亘り、放置された状態が続く産廃跡地の解決手法を取りまとめ、市に対して提案することを目的として組織されました。

会議は、市民や地場産業の代表者、また、弁護士、大学教授などの有識者で構成され、平成26年12月17日に第1回会議を開催し、平成29年7月12日の第5回会議で一応の解決手法案を取りまとめるに至りました。

この間、産廃跡地の現状把握に務め、香川県豊島が実施している廃棄物の“全量運び出し”や福井県敦賀市、また、県内では豊田市が実施した“封じ込め”などの先進地事例における効果や問題点などについて協議を進めるとともに、産業廃棄物行政を所管する愛知県環境部の地域会議への参画要請を実施してきました。

愛知県環境部の地域会議への参画につきましては、最終会議まで理解を得ることができず、今後における産廃

跡地問題の実質的な解決に一抹の不安が残るものであり
ますが、県の協力が得られないまでも、今回、一色地区
産廃跡地問題地域会議としての結論をまとめましたので
ここにご提案させていただきます。

提案書

1 提案内容

現状における産業廃棄物最終処分場跡地（以下「産廃跡地」という。）につきましては、愛知県が実施する水質調査及び西尾市の底質土壤調査により、これまでにおいて有害物質流出等の異常は確認されていません。

また、産廃跡地は、葦やススキなどの植物が繁茂し、一部では“林”となり全般的には原野が形成される状況となっています。更に、隣接する排水路を含め、鳥類、爬虫類などいろいろな生物が確認され、特に葦原では、レッドデータブックにおいて絶滅危惧種とされている鷹科の「チュウヒ」が越冬しています。

地域会議としましては、以上の状況から、産廃跡地が周辺の生活環境や自然環境に対して影響を及ぼしているとは考えられず、この産廃跡地の対応につきましては、当面の間、監視を継続することを提案します。

なお、状況監視や異常時の対応に関しては、以下の条件を付すこととします。

2 監視条件

- ① 県及び市が実施する調査については、現状、県が年2回、市が1回、主に水質の調査を行っているが、今後においては、調査の頻度や内容を見直し、適正に実施するための検討を行うこと。
- ② 産廃跡地における、ガス抜き設備については、長年に亘り放置され、現状において機能していると判断できないことから、ガス調査の実施に向けた検討を行うこと。
- ③ 上記①及び②の調査結果について、審査・協議できる組織の立ち上げについて検討を行うこと。

3 対応条件

- ① 跡地第3工区の周辺水路のコンクリート擁壁については、崩壊が見られること、また南海トラフ巨大地震の発生が危惧されていることから、第3工区の所有者に対して止水矢板の打設やセメントミルクの

注入などによる地震対策を要請すること。

なお、この要請については、現在、産廃跡地に隣接する場所で新規の産業廃棄物処理施設の建設計画が持ち上がっているが、一色地区産廃跡地問題地域会議は、地震対策等と引き換えに新規産廃処理施設の建設を認めるものではないことを申し添える。

- ② 跡地周辺において、人の生活環境や自然環境に対して異常が確認された場合は、速やかに県と協議し、行政代執行を視野に入れた対応を行うこと。

以上

平成29年8月10日

西尾市長 中村 健様

一色地区産廃跡地問題地域会議
会長 稲垣 隆司



